## 医療従事者の感染・濃厚な曝露があった際の対応

**・医療従事者が COVID-19 と診断された場合、何日間休職する必要があるか。**

回答；発症後 5-7 日間は就業を制限し、少なくとも 10 日間は他人へ感染させないように注意する。

備考； COVID-19 発症後 10 日間は、症状の有無にかかわらず感染性のウイルスを排泄する可能性が高いため [1)]、この期間は他人へ感染させるリスクを考慮する必要がある。特に発症後 5 日間はウイルスの排泄量が多いことから [2)]、発症後 5-7 日間は病棟での勤務は控え、10 日間経過するまでは免疫能低下者などの COVID-19 の重症化リスクが高い患者が入院する病棟での勤務は控えることが望ましい。なお、抗原検査や核酸増幅検査で感染性を明確に判定できるわけではないことから、就業再開時に必ずしも検査で陰性を確認する必要はない。また、感染者の増加などにより就業制限が困難な場合は、N95 マスクを着用して勤務することも院内の状況等を鑑みて検討する [3)]。

1) Keske Ş et al. Clin Microbiol Infect. 29(2): 221-224, 2023. doi: 10.1016/j.cmi.2022.07.009.
2) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001084525.pdf
3) https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/mitigating-staff-shortages.html

**・濃厚な曝露があった医療従事者の対応はどのようにすべきか。**

回答；濃厚な曝露があっても症状がなければ、原則、就業を禁止する必要はない。ただし、COVID-19 患者との接触後 5 日間は COVID-19 の発症に注意し、発熱や咽頭痛などの症状が出現した場合は、速やかに業務を中止して SARS-CoV-2 抗原検査あるいは核酸増幅検査を受ける。

備考；インフルエンザと同様に、同居者が COVID-19 を発症した場合や十分な感染防止策を行わずに COVID-19 患者に接触した場合は、潜伏期間を経て COVID-19 を発症する可能性がある。オミクロン株による COVID-19 の潜伏期間は 2.9～3.6 日程度と他の株と比較して短期間であり [1-3)]、多くの感染者が 5 日以内に発症する [4)]。そのため、接触後 5 日間は体

調に注意し、発熱や咽頭痛などの COVID-19 が疑われる症状が出現した場合は、速やかに検査を受けることが推奨される。

本来は、就業に際して検査による陰性確認は必須ではない。ただし、現場の判断により陰性確認を行うことは妨げない[5)]。

1) Galmiche S, et al. Lancet Microbe. 4(6): e409–e417, 2023. doi:10.1016/S2666-5247(23)00005-8.

2) Wu Y et al. JAMA Netw Open. 2022 ; 5(8): e2228008. doi: 10.1001/jamanetworkopen.2022.28008.

3) https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10903-b11529-period.html

4) Ogata T et al. Emerg Infect Dis. 29(3): 595-598, 2023. doi: 10.3201/eid2903.221360.

5) https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/infection-control-recommendations.html